

☆ 福祉的就労について知りたい

【福祉的就労の種類】

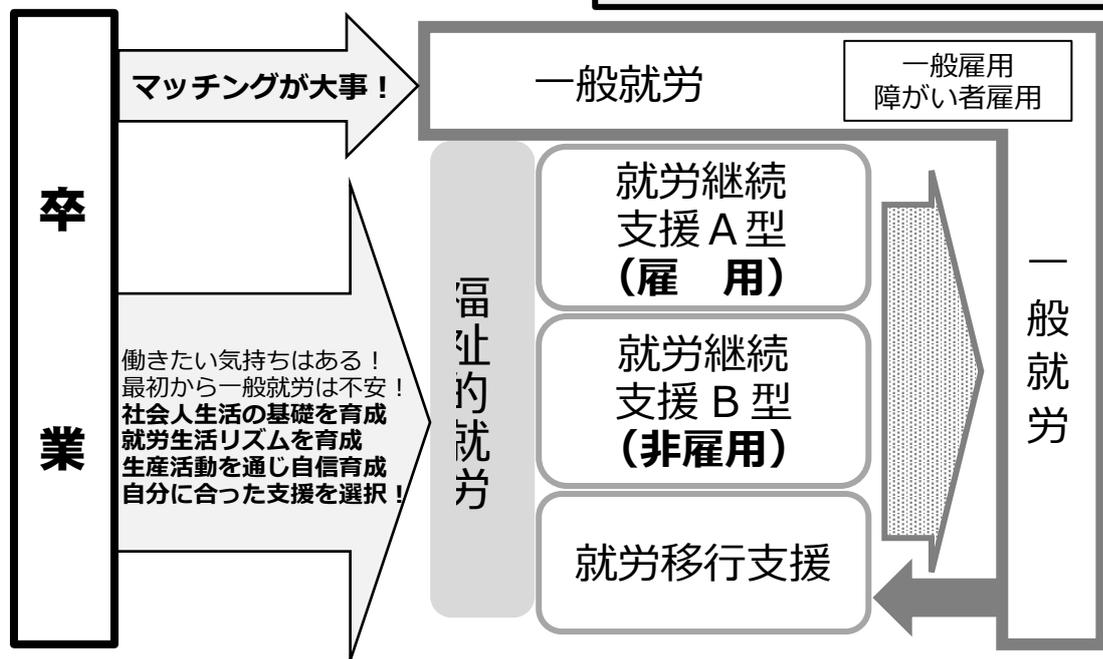
<p><b>就労移行支援事業</b></p>	<p>対象は、就労を希望する65歳未満の障がい者で、<b>通常の事業所*1</b>に雇用されることが可能と見込まれる者。                  ①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供                  ②就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練                  ③求職活動に関する支援                  ④適性に応じた職場の開拓                  ⑤就職後における職場への定着のために必要な相談等                  利用期間は2年。</p>
<p><b>就労継続支援 A 型事業</b></p>	<p>対象は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、<b>雇用契約に基づく就労が可能である者。(各都道府県の最低賃金を保障)</b>                  ①雇用契約の締結等による就労の機会の提供                  ②生産活動の機会の提供                  ③就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援                  利用期間は、制限なし。</p>
<p><b>就労継続支援 B 型事業</b></p>	<p>対象は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、<b>雇用契約に基づく就労が困難である者。</b>                  ①就労の機会の提供                  ②生産活動の機会の提供                  ③就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練                  ④その他必要な支援                  利用期間は、制限なし。</p>

※ 上記は、障害者総合支援法における就労系障がい福祉サービスです。各サービスは、指定を受けている事業所で提供しています。

就労を目指して!!

～大まかなイメージ図です～

決めるのは本人です!!



※ ここでの「一般就労」とは、企業等と雇用契約が成立している就労を指します。「一般雇用」と「障がい者雇用」を含みます。

参考：厚生労働省「障害者の就労支援対策の状況」  
 <[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiyahukushi/service/shurou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/service/shurou.html)>  
 \* 1 企業等のことを指します。